平成３０年（フ）第２号
大分県佐伯市大字堅田2313番地
債務者　江畠　聖奈
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２９年（フ）第２４１号
愛知県豊橋市中原町字東山69番地２（308）
債務者　山崎　賢二
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２５８号
愛知県豊川市豊川町止通31番地の４　コーポにえ20Ｂ
債務者　田中　愛未
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月19日午後１時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第５７５２号
大阪市住之江区北島１丁目８番５―408号
債務者　田井　敏哉
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４５号
大阪府枚方市新町２丁目１番11―401号
債務者　榎並　寛了
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８５３号
横浜市瀬谷区阿久和東３丁目39番地３　グリーンヒルソウブ107号
債務者　浅井　唯菜（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３２号
静岡県浜松市南区若林町1031番地の７
債務者　武山富美枝
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５４０号
静岡県浜松市中区上島３丁目13番１―213号
藤和ハイタウン上島
債務者　豊田　紘之
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５４１号
静岡県浜松市中区上島３丁目13番１―213号
藤和ハイタウン上島
債務者　豊田　由希
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５４５号
静岡県浜松市南区白羽町2700番地の２　市営中田島団地Ｃ―8208、前住所静岡県浜松市南区三島町1592番地　アクリティブⅠ　302
債務者　菅沼　愛理
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時50分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第１３６３号
愛知県刈谷市住吉町３丁目７番地
破産者　株式会社杉浦組
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５号
高知市仁井田字新築4517番地８
破産者　土佐木材株式会社
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３５４号
東京都八王子市山田町1647番地１オータム105号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市片倉町2583番地12
破産者　谷口　弘孝
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６２４号
東京都青梅市東青梅４丁目１番地の１ワコーレ河辺Ⅱ506
破産者　萩原　順子（旧姓森田）
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１７号
島根県浜田市三隅町岡見1972番地
破産者　松本　和子
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第６２号
宮崎県小林市細野4928番地11
破産者　関田　正浩
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所都城支部